

福島国際研究教育機構（F-REI）の概要 及びこれまでの設立準備状況について

令和4年11月

福島国際研究教育機構 (F-REI) (令和5年4月設立予定) の概要

福島国際研究教育機構 (以下「機構」) は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

- 内閣総理大臣
- 文部科学大臣
- 厚生労働大臣
- 農林水産大臣
- 経済産業大臣
- 環境大臣

主務大臣として共管

7年間の中期目標・中期計画

※機構が長期・安定的に運営できるよう必要な予算を確保

福島国際研究教育機構 (F-REI)

Fukushima Institute for Research, Education and Innovation
(福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人)

理事長予定者: 山崎光悦 (前金沢大学長)

理事長のリーダーシップの下で、**研究開発、産業化、人材育成等**を一体的に推進

- 研究者にとって魅力的な研究環境 (国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮した給与等の水準などを整備)
- 若手・女性研究者の積極的な登用

国内外の優秀な研究者等

将来的には数百名が参画

研究開発

- 福島での研究開発に優位性がある下記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

産業化

- 産学連携体制の構築
- 実証フィールドの積極的な活用
- 戦略的な知的財産マネジメント

人材育成

- 大学院生等
 - 地域の未来を担う若者世代
 - 企業の専門人材等
- に対する人材育成

司令塔

- 既存施設等に横串を刺す協議会
- 研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画 (R4.8.26策定)

【①ロボット】

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



ドローン



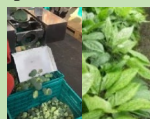
遠隔操作ロボット

【②農林水産業】

農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等



生産自動化システム等の実証



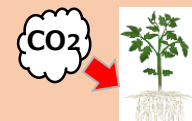
有用資源の探索・活用

【③エネルギー】

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等



水素エネルギーネットワークの構築・実証



ネガティブエミッション技術

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

放射線科学に関する基礎基盤研究やRIの先進的な医療利用・創薬技術開発、超大型X線CT装置による放射線産業利用等



新しいIRI医薬品によるがん治療



超大型X線CT装置 (ものづくりDX)

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等



<機構及び仮事務所の立地>

円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

本施設: 浪江町川添地区

仮事務所: 浪江町権現堂地区公有施設

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

福島国際研究教育機構（検討経緯）

経緯等

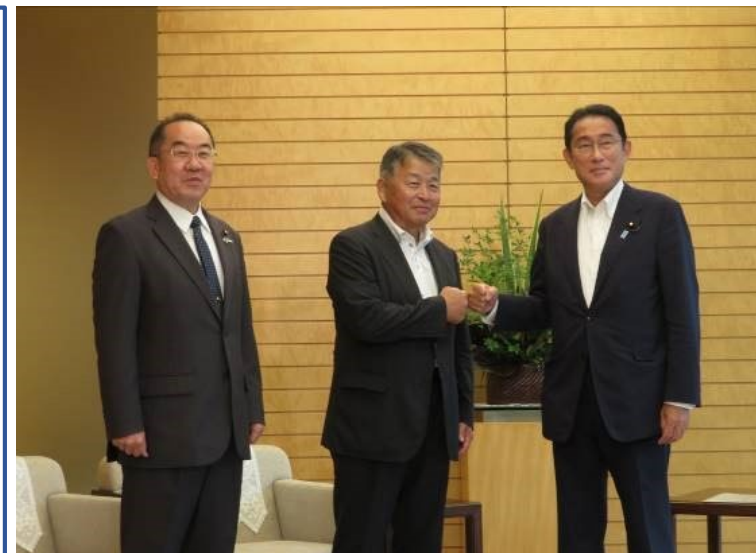
- 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会 報告書（平成26年6月23日）
東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島浜通り地域の産業基盤を回復するために、イノベーションの創出により新たな産業基盤の構築を目指す構想をとりまとめ。
- 国際教育研究拠点に関する最終とりまとめー福島浜通り地域の復興・創生を目指してー
(令和2年6月8日・有識者会議（座長：坂根正弘（コマツ顧問））)
国際教育研究拠点の目的、機能、研究分野、組織形態、産学官連携・人材育成等の仕組み、必要な生活環境・まちづくり、今後の工程などについて、具体的な提言をとりまとめ。
- 国際教育研究拠点の整備について（令和2年12月18日・復興推進会議決定）【抜粋】
 - ・ 「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設する。
 - ・ 令和3年秋までに新法人の形態を決定する。
- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日・閣議決定）【抜粋】
福島の創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成を行い、ひいては、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として国際教育研究拠点を新設する。
- 第31回復興推進会議 岸田総理発言（令和3年10月15日）【抜粋】
国際教育研究拠点について、長期・安定的な運営を可能とする仕組みの構築に向けて、関係大臣が自らのプロジェクトとして早急に検討を進め、復興大臣を中心に、政府を挙げて取り組みます。
- 国際教育研究拠点の法人形態等について（令和3年11月26日・復興推進会議決定）【抜粋】
 - ・ 新法人の形態は、（略）法律（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）を想定）に基づき設立される特別の法人とする。
 - ・ 新法人の業務については、関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が所掌事務の範囲内で内閣総理大臣とともに主務大臣として共管する。
- 福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月29日・復興推進会議決定）【抜粋】
 - ・ 機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとする。
 - ・ 機構の設立は、令和5年4月とする。
 - ・ 機構の立地及び仮事務所の立地については、令和4年9月までの決定を目指して検討を進める。
- 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律施行（令和4年6月17日）
- 機構の初代理事長予定者として、前金沢大学学長の山崎光悦（やまざきこうえつ）氏を指名（令和4年7月22日）
- 新産業創出等研究開発基本計画を策定（令和4年8月26日内閣総理大臣決定）
- 福島国際研究教育機構の立地を決定（令和4年9月16日復興推進会議決定）

福島国際研究教育機構（F-REI）の理事長予定者の指名

令和4年7月22日付で、福島復興再生特別措置法に基づき、福島国際研究教育機構の初代理事長となるべき者として、**金沢大学学長等の要職を歴任されてきた山崎光悦氏**が内閣総理大臣により指名。

略歴

昭和45.3	富山県立福野高等学校卒業
49.3	金沢大学工学部卒業
51.3	金沢大学大学院工学研究科修士課程修了
57.3	工学博士（大阪大学）
平成6.7	金沢大学工学部教授
22.4	国立大学法人金沢大学理工研究域長
4	国立大学法人金沢大学理工学域長
26.4	国立大学法人金沢大学長
27.3	一般社団法人リサーチ・アドミネストレーション協議会（旧：リサーチ・アドミネレーター協議会）代表理事・会長（～現在）
令和4.4	国立大学法人金沢大学 特別顧問



令和4年7月22日内閣総理大臣表敬の様子

主な実績

- 金沢大学学長としての在任中、優位性のある研究分野の伸長と分野融合研究の進展を両輪として研究力強化を進め、「ナノ生命科学研究所」が地方中規模大学として唯一「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」に採択されたほか、全学的な国際化を推進し、「スーパーグローバル大学創生支援事業」に採択されるなど、同大学における様々な改革を主導
- 一般社団法人国立大学協会の副会長在任中、国立大学法人ガバナンス・コードの取りまとめなどを行い、我が国の国立大学改革に貢献
- 一般社団法人リサーチ・アドミネストレーション協議会の会長（代表理事）として、研究活動の活性化やマネジメントの強化を支援する人材の育成や認定制度の創設などを主導

指名理由

- ① 機械工学、特に材料力学・設計工学を専門として、30年以上に亘り研究活動に従事し、研究現場の実情や最新の研究動向などに精通
- ② 金沢大学学長としての8年間の在任期間を通じて、分野融合研究や徹底した国際化などの大学改革を主導した高度なマネジメント能力を有する

新産業創出等研究開発基本計画の概要①（考え方）[令和4年8月26日内閣総理大臣決定]

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第90条第1項に基づき、内閣総理大臣が、福島復興再生基本方針に即して定める新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画。

我が国の現状

- 我が国は、バブル崩壊後、経済再生に取り組んできたが、グローバルな競争環境等が激変する中で、**30年以上にわたる長期停滞から脱することができずにいる。**この停滞を今こそ打破し、イノベーションを軸とした思い切った成長政策を通じて**経済成長を実現し、大変革を進めていかなばならない。**
- デジタル改革やグリーン成長戦略など、課題解決に向けた政策を推進しているが、我が国が国際競争で再び優位性を発揮するためには、こうした政策を総動員し、**地位の顕著な低下が指摘される科学技術力を、短期間で世界トップレベルに引き上げ、日本再生の原動力としていく必要がある。**

福島からはじめる意義

- 原子力災害の被害を最も大きく受けた福島においては、これから復興・再生が本格的に始まる時期となる。
- 福島イノベーション・コースト構想による先行的な取組により、福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールドなど、これからのイノベーションの起点となる技術の蓄積が始まっている。
- 廃炉や放射性物質による汚染などの課題を解決し、さらに強みとなる領域を開拓し、発信・普及していくことを通して、日本そして世界の課題解決にも貢献できる。
- 機構が中核となって行う取組を、新しい日本を創るリーディングプロジェクトと位置付け、国の総力を挙げて推進していく。**

機構が中核的な役割を担うために行う取組

【国によるリーダーシップ】

- 機構の柔軟かつ大胆な運営を確保するためのトップマネジメントを強化するとともに、省庁の縦割りを排して政府一丸となってこれを支援する体制を整備する。
- イノベーションの創出には、中長期を見据えた研究開発が不可欠であり、安心して研究に専念できるよう、組織的かつ財源的にも長期・安定的な運営体制を構築する。
- 復興庁の総合調整機能の下で、復興財源等を活用することにより、可能な限り速やかかつ円滑な機構の立ち上げに取り組む。

【中長期の研究開発を支援する体制整備】

- 複数年にわたる研究開発等を円滑に実施するため、予算単年度主義の弊害を排し、様々な手法を用いて、長期・安定的な財政基盤を確保する。
- 復興庁の設置期間終了後であっても、複数省庁を束ね、横串を刺して総合調整の役割を果たす司令塔機能を引き続き政府内に確保する。

【実証や社会実装の推進】

- 研究成果の社会実装等を進め、産業構造や社会システムの転換につながるイノベーションを起こし、その循環により国内外の資金や人材を呼び込む。
- 福島にしかない多様な実証フィールド等を最大限活用するとともに、他の地域ではできない実証等を可能とする規制改革を推進する。

【研究人材の確保・育成】

- 成果や能力に応じた柔軟な給与等の水準、研究補助者の確保を含む充実した研究環境、若手や女性などの研究者が活躍しやすい環境等を実現する。
- 多くの人材が技術革新をリードし社会改革を成し遂げることが重要であるため、連携大学院制度の活用や、高等専門学校との連携、小中高校生向けの教育プログラムの開発を行い、地域の未来を担う若者世代等の人材育成も進めていく。

⇒ **有力な研究者や起業家が集結し、イノベーションの創出が自律的に加速する好循環を形成**
新しい時代を夢見る研究者、起業家が福島の地に集い、実証・実装の成果を各地に展開することで国全体の成長につなげる

新産業創出等研究開発基本計画の概要②（機構が担う中核的な役割）

施策の推進のための方針

【官民の資源集中によるイノベーションの創出】

- 公的資金を呼び水とした民間資金の動員などの取組を推進する
- 機構に係る研究のスピノフにより創業した事業者への出資をはじめ、地域の創業支援事業と連携して科学技術を核とした創業を支えるエコシステム環境を整備する
- 機構の事業は、復興に取り組む地域全体に資する広域的な取組であることが重要である

【機構の機能発揮のための基盤構築】

- 国内外の大学や研究機関等を集積させるため、福島県等が主体的に取り組むまちづくりと緊密に連携し、機構の施設整備を推進する
- 研究開発の中で障害となる規制に対し、機構において研究者や企業等からの要望を集約し国等に提案するなど、実地に即した規制緩和を推進する
- DX等に対応した研究環境を整備するとともに、研究開発機器等の外部利用を積極的に推進することで好循環を創出する
- 国際的な機関とも連携しながら国内外の知見も集積し、世界で活躍する優秀な研究者が柔軟に参画できる研究環境を整備する 等

機構の各機能について

（1）研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野の研究開発を実施する（詳細は次頁）。

（2）産業化機能

- 機構発ベンチャーへの出資、企業との共同研究を可能とする**産学連携体制を構築する。**
- **最先端の設備や実証フィールド等の活用、大胆な規制緩和等**により、国内外の関係者の参画を推進する。
- **戦略的な知的財産マネジメント等**により、研究者のインセンティブを確保する。

（3）人材育成機能

- 我が国が強みをもつ研究分野をリードする大学との**連携大学院制度**を活用する。また、国際原子力機関（IAEA）等と連携し、**廃炉の現場**にも貢献し得る**国際研究者**を育成する。
- **地元の産業界・地方公共団体・大学・高等専門学校等と連携する。小中高校生等**が先端的な研究や科学技術に触れる多様な機会を設ける。
- **クロスアポイントメント制度等**を活用し、AIやデータサイエンス等にも精通した**次世代人材**を育成する。

（4）司令塔機能

- **協議会**を組織し、福島県内の既存施設等の取組に**横串を刺す司令塔**としての機能を最大限に発揮する。
- ロボット分野に包含される航空宇宙や、エネルギー、放射線科学・創薬医療等の技術分野は、我が国の今後の優位性に寄与し得る。**経済安全保障**の観点からも、**研究資源の配分、セキュリティの実施等**について**戦略的に判断する。**
- 研究の加速や総合調整を図る観点から、基本構想の内容に沿って**既存施設の施設統合及び予算集約**を行う。

新産業創出等研究開発基本計画の概要③（主な研究開発の内容）

【①ロボット】

廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応が可能となるよう、ロボット等の研究開発を行う。

（研究開発の内容）

- 高い専門性・信頼性を必要とする廃炉作業ロボットについて、触覚フィードバック等の遠隔操作技術を導入し、システムの概念実証を実施し、その後、実用化に向けた試作機の開発を目指す。
- ドローンに搭載可能な水素ガスタービン等の研究開発や福島RTF等を活用した実証により、長時間飛行・高重量積載を実現し、カーボンニュートラルを達成する水素ドローンの実証機を開発する。



【②農林水産業】

スマート農業やカーボンニュートラル等を通じた地域循環型経済モデルの構築を目指し、超省力・低コストな持続性の高い農林水産業に向けた実証研究を行う。

（研究開発の内容）

- 複数ほ場を自律的に移動・作業する自動走行トラクタや地産地消型エネルギーシステム、農林水産資源の循環利用等の実証研究を行い、地域循環型経済モデルのプロトタイプの提示を目指す。
- 農林水産資源の開発のための有用性評価等に係るデータ基盤を整備し、その後、大学、民間企業等との共同研究による製品開発等の実用化プロジェクトを実施する。

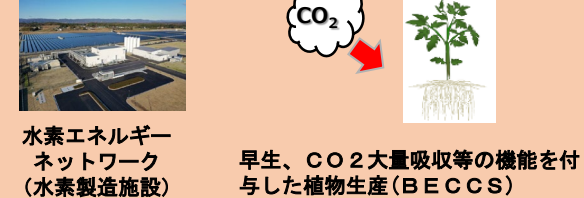


【③エネルギー】

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地とする。

（研究開発の内容）

- 水素エネルギーネットワークを構築するため、電力を水素として高効率に貯蔵・利用するシステム等を開発し、その後、地域内水素エネルギー制御システムを開発する。
- ネガティブエミッションのコア技術となる、大規模なCO2吸収に資する植物・藻類等のポテンシャル評価、性能・生産性向上等及び利用技術の研究開発を行う。

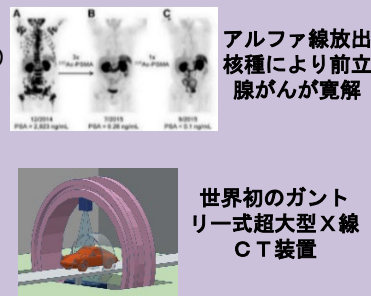


【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

オールジャパンの研究推進体制の構築と放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先端的な医療利用・創薬技術開発及び放射線産業利用を実現する。

（研究開発の内容）

- アルファ線放出核種等を用いた新たなR I医薬品の開発等を行う。また、加速器を利用したR Iの製造技術など創薬医療分野における世界最先端の研究開発を一体的に推進する。
- 自動車等の大型部品等を丸ごと計測し、効率的にデジタル化して活用する技術の開発に向け、超大型X線CTの開発、CT画像の高画質化及びそのシミュレーション適用のための技術開発に取り組む。



【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の研究成果等の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する。

（研究開発の内容）

- 放射性物質の環境動態の解明や将来予測のため、放射性物質の移行等に関する予測モデルを開発し、生態系への影響評価など社会的課題の検討に資する基盤的なデータや知見の提供を行う。
- ICRU等の国際会議の招致とともに、国内研究者等が参加するシンポジウムを開催し、復興に関する情報発信等を行う。



令和4年9月16日復興推進会議における決定事項等について

福島国際研究教育機構の立地について

〔令和4年9月16日
復興推進会議決定〕

1. 福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の立地については、以下のとおりとする。

機構の施設(本施設)：福島県双葉郡浪江町 川添地区

仮事務所：福島県双葉郡浪江町 権現堂地区 公有施設

2. 国及び機構は、福島県及び市町村並びに大学その他の研究機関等と連携し、機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めるものとする。

福島国際研究教育機構の英語名称及び略称について

令和4年9月16日
復興庁

福島国際研究教育機構の英語名称及び略称については、以下のとおりとする。

英語名称：Fukushima Institute for Research, Education and
Innovation

略称：F-REI（エフレイ）

立地予定地の概況



← 立地予定地 航空写真
(浪江町提供資料を加工)

↓ 現況写真



仮事務所予定物件の概況



予定物件 1

施設名：ふれあい福祉センター

住所：浪江町大字権現堂字矢沢町6番1

階数：2階建て

構造：木造（大断面集成材）



予定物件 2

施設名：ふれあい交流センター

住所：浪江町大字権現堂字矢沢町40番1

階数：平屋建て

構造：RC造

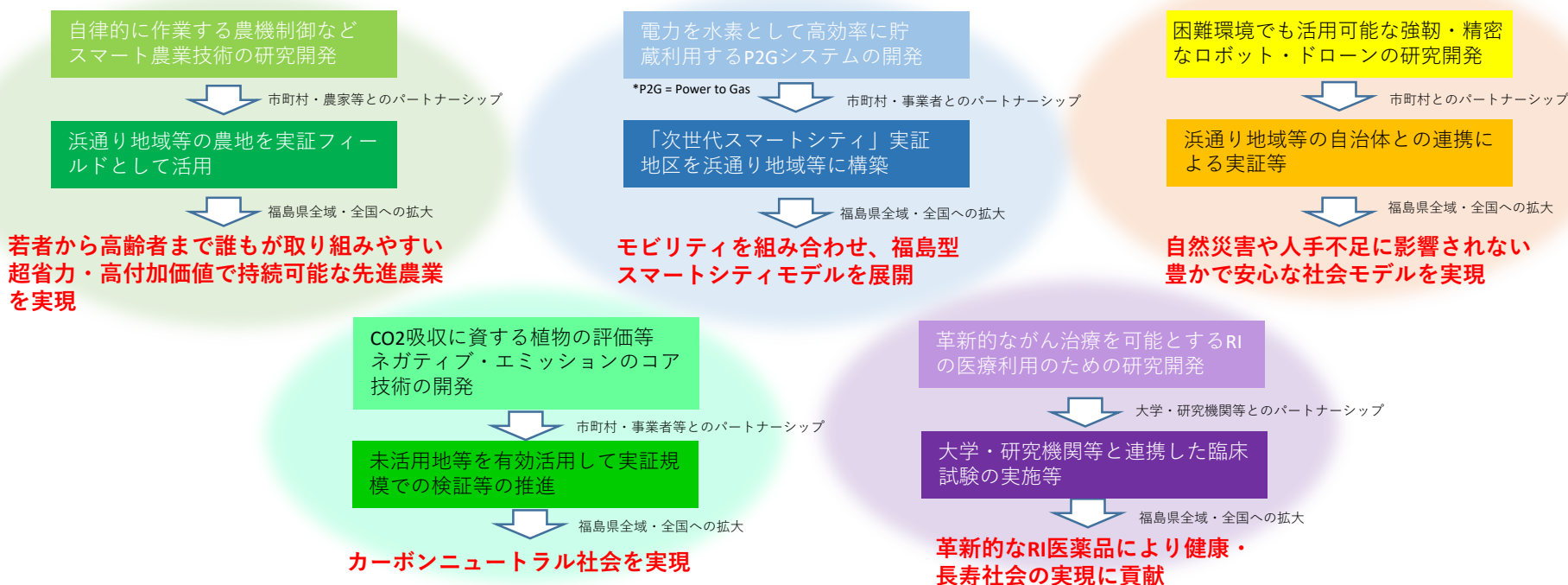
※これらの物件について、それぞれ一部を使用予定

福島国際研究教育機構を核とした浜通り地域等との広域連携による効果波及について

(基本的考え方)

- ◆ 福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、その効果はさらに全国へと**広域的に波及**するものでなければならない
- ◆ まずは、機構が取り組む5分野に関連する**既存の研究拠点や教育機関等のシーズ**だけでなく、地域における**機構への期待や具体的なニーズ**を、様々な**対話を通じて丁寧に把握**していく
- ◆ それを踏まえ、機構を核として、地域の市町村や住民、企業・団体等との間で様々な形の**パートナーシップで連携**することが重要
- ◆ **浜通り地域等を中心に、**機構の施設の中だけでなく、**施設の外も含めて広域的なキャンパスとしてとらえ、「世界でここにしかない多様な研究・実証・社会実装の場」を実現し、国際的に情報発信する**
- ◆ これにより、地域における産業の集積、人材の育成、暮らしやすいまちづくり等を進め、福島・東北の創造的復興、さらには日本創生を牽引するものとする

(機構を核としたパートナーシップによる事業展開のイメージ例)



参考：これまでの経緯等

国際教育研究拠点設置の趣旨

福島復興再生特別措置法に位置づけられた福島イノベーション・コースト構想の規定を踏まえ、福島の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードするため、「**創造的復興の中核拠点**」として**国際教育研究拠点を新設**し、以下の実現を図る。

- ① 国内外の英知を結集し、福島の**創造的復興に不可欠な研究及び人材育成**を行う
- ② 発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を**世界に発信・共有**する
- ③ ①②から得られる知を基に、**日本の産業競争力の強化**や、日本・世界に共通する課題解決に資する**イノベーションの創出**を目指す

新拠点の全体像

機能

既に立地している**研究施設等との一体的な運用**を図りながら、**自ら以下の研究開発機能と人材育成機能を有する。**

(1) 研究開発機能

- 基礎研究も対象としつつ、これまでの**分野縦割りの研究では解決が困難であった課題**に対して、新たに、**技術・手法等を学際的に融合**させて取り組み、**社会実装・産業化**を実現し、**産業構造・社会システムの転換**に繋げる。
- 研究分野は、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、を想定。政府全体の科学技術・イノベーション政策との整合等を図りつつ更に具体化。

(2) 人材育成機能

- **大学院生等**（連携大学院制度の活用）、**小中高校生等**（高等教育につながる連続的な人材育成体制の構築）、**地元企業等**（共同研究）を対象とする**人材育成**を推進。他の研究機関等と連携して、**研究開発・実証を担う人材**を集積・育成。

組織形態等

- **国が責任を持って新法人を設置**し、その形態は国立研究開発法人を軸に検討。
- **関係省庁が参画**する体制の下で、新拠点の研究内容等を具体化した上で、既存施設との整理等を行い、**令和3年秋までに新法人の形態を決定**。

研究環境の整備等

- **実証フィールド**を最大限活用。
- 他の地域では出来ない実証を可能とするための**規制改革を推進**。
- **データ重視**の研究を推進（**DX**に対応した体制構築を含む）。
- **若手や女性研究者**が活躍しやすい魅力ある研究環境、人材育成体制等を整備。
- 民間企業等からの**積極的な投資促進**。
- **多様な機関と密接に連携**するための組織等を構築。
- **まちづくり及びそれと連動した研究環境**の整備を推進。

新拠点の立地・今後の工程

- 既存施設との連携等を踏まえつつ、地元自治体の意見等を尊重して、避難指示が出ていた地域を基本として選定。
- **令和3年度に、新拠点に関する基本構想**を策定。

「**創造的復興の中核拠点**」として、国際教育研究拠点が**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて**長期・安定的な運営**の確保を図る。

機能

(1) 研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー（カーボンニュートラル）、④放射線科学・創薬医療、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として、**福島の中長期の課題であり、ひいては世界の課題の解決にも資する研究開発**を実施する。

(2) 産業化機能

- 福島第一原発の過酷環境や広大な未利用地などを活用し、併せて大胆な規制緩和も促進して、**社会実証・実装フィールドを整備し、産業化を促進**する。

(3) 人材育成機能

- **連携大学院制度**を利用した大学院生の研究指導、地元の産業界・自治体・高等専門学校等との連携による**産官学一体となった人材育成**の推進、**地元の小中高校生等に対する連続的な人材育成**等を行う。

法人形態等

- 新法人は、以下の特徴を有することを踏まえ、**法律に基づき設立される特別の法人**とする。

- ・ 既存施設の取組に横串を刺す調整機能（司令塔機能）
- ・ 新法人の業務運営に対する地元自治体の関与
- ・ 国際水準の処遇・人事制度や、若者・女性など次世代の研究者が活躍できる環境
- ・ 理事長や現場の裁量の最大限の確保や、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営
- ・ 規制改革推進や情報収集に関する仕組み

- 新法人の活動が本格的に軌道に乗った時点において、**数百名規模の国内外の優秀な研究者等が新拠点における研究開発等の活動に参画**することを目指す。

- 新拠点の立上げに当たっては、**各種実験施設や社会実証・実装フィールドを有する他の施設の例も参考に**、将来規模を拡大する必要性が生じた際にも対応できる**立地を検討**する。

（参考）・関東に所在する医学系の研究所 敷地面積：約14万㎡
・東北に所在する産業系の研究所 敷地面積：約7.8万㎡

共管体制・予算措置

- **関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が内閣総理大臣とともに共管**。
- **長期・安定的に運営**できるよう、**復興財源等で予算を確保**するとともに、**外部資金や恒久財源による運営へ段階的・計画的に移行**。

今後の予定

- **新法人の設立法案**について**次期通常国会への提出**を図る。令和3年度内に**基本構想**を策定。
- **令和4年夏**を目途に策定する**研究開発基本計画**の策定作業と併せて、新拠点に整備する**施設の具体的な検討**を進め、福島県からの意見を尊重して**立地を決定**。

福島国際研究教育機構 基本構想 (概要)

[令和4年3月29日 復興推進会議決定]

福島国際研究教育機構は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

機能

(1) 研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野の研究開発を実施。

(2) 産業化機能

- 機構発ベンチャー企業への出資等を通じ、**産学連携体制を構築**。
- **最先端の設備や実証フィールドの活用、大胆な規制緩和等**により、国内外関係者の参画を推進。
- **戦略的な知的財産マネジメント等**により、研究者のインセンティブを確保。

(3) 人材育成機能

- **連携大学院制度**を活用。IAEA^(注1)等と連携し、**廃炉現場にも貢献し得る国際研究者**を育成。
- **高等専門学校との連携**。小中高校生等が 先端的な研究に触れる多様な機会を創出。
- **企業人材・社会人向け**の専門教育やリカレント教育を通じ、**産業化に向けた専門人材**を育成。

(4) 司令塔機能

- **協議会**を組織し、既存施設等の取組に**横断を刺す司令塔**としての機能を最大限発揮。
- 研究の加速や総合調整を図る観点から、**JAEA^(注2)・QST^(注3)・NIES^(注4)の放射性物質の環境動態研究に係る部分**を機構に**順次統合**。福島ロボットテストフィールドの機構への**統合に関して福島県と協議**。農林水産業、エネルギー等の分野の**関連予算を機構に集約**。

(注1)国際原子力機関 (注2)国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (注3)国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 (注4)国立研究開発法人国立環境研究所

組織・運営

(1) 機構の組織

- **高度な研究開発等の知見とマネジメント能力を有する理事長**の下で、分野横断的・融合的かつ戦略的・柔軟に研究開発等を進める。**外部有識者によるアドバイザー体制**を設ける。
- 機構の活動が本格的に軌道に乗った時点において、**50程度の研究グループ**により**数百名の国内外の優秀な研究者等**が参画することを想定。

(2) 人材確保・環境整備

- **他にはない特色ある研究テーマ、国際的に卓越した人材確保の必要性や成果・能力に応じて柔軟に設定した給与等の水準、若手や女性の積極的な登用、世界水準の研究にふさわしい設備など**、研究者にとって**魅力的な研究環境**を整備。
- 毎年度の予算計上に当たっては、**複数年にわたる研究開発等を円滑に実施**できるよう、**様々な手法の活用**を検討。

(3) 財源措置等

- 機構が**長期・安定的に運営**できるよう**必要な予算を確保**。復興特会終了以降も見据え、**外部資金や恒久財源**による運営への移行を**段階的・計画的**に進める。
- 機構の**円滑な設立及び運営が可能**となるよう、**必要な税制上の措置**を検討。

施設・立地

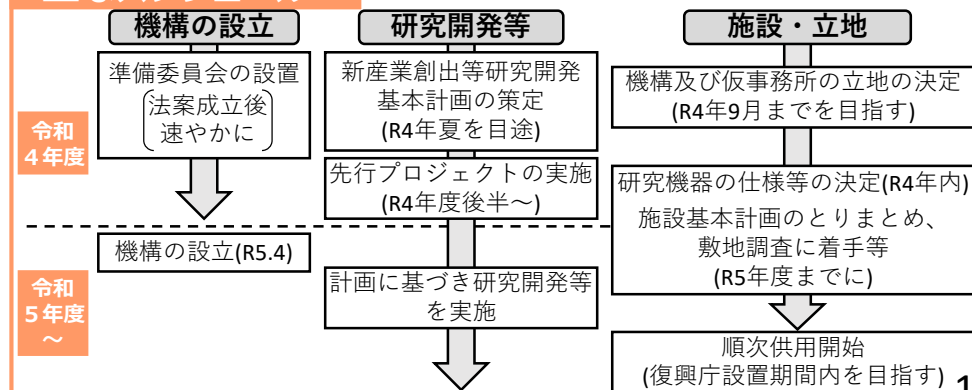
(1) 機構の施設

- **機構に必要な施設を新たに整備**。敷地は**10万m²程度**を想定。当初の施設整備は**国が実施**。
- 機構の設立時点で、**職員数十名規模の仮事務所**を設置。仮事務所においては、機構の施設が整備されるまでの間、**中期計画に定める研究開発等、協議会の運営、施設整備に係る業務等**を実施。

(2) 機構の立地

- 機構の施設及び仮事務所については、**避難指示が出ている地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえた福島県からの意見を尊重して国が決定**。
- 立地の検討に当たっては、自然災害リスク、土地の形質・取得のしやすさなどの**円滑な施設整備の観点**、研究者にとっての**生活環境、地元市町村の復興・まちづくり計画等との関係、地元の理解・協力等**を考慮。**将来、規模を拡大する必要が生じた際にも対応**できるよう検討。隣接する地域において、**民間企業の進出**を含め、機構の**地域への波及効果が十分に発揮**できるよう留意。

主なスケジュール



福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（概要） [令和4年5月27日公布 法律第54号]

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正の概要

（1）新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① **内閣総理大臣**は、**関係行政機関の長に協議**するとともに、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

（2）福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務**を行う。
- ② **主務大臣**（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、**中期目標（7年）を定める**。
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構**は、中期目標に基づき、**中期計画**（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）**を作成し、主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価**を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見**を聴かなければならない。
- ⑥ **福島国際研究教育機構**は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

福島国際研究教育機構の業務

- （1）研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- （2）産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- （3）人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- （4）司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**
- （5）情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- （1）司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- （2）処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- （3）民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- （4）情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

施行日：令和4年6月17日